

徳島大学病院治験審査委員会規則の一部改正

制定日：令和2年4月1日

制定者：病院長

- 改正理由：1 臨床試験管理センターから総合臨床研究センターへの名称変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。
- 2 徳島大学病院における食品の臨床試験に関する取扱要領の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。

徳島大学病院治験審査委員会規則の一部を改正する規則

徳島大学病院治験審査委員会規則の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>(委員会事務局)</p> <p>第14条 本院<u>総合臨床研究センター</u>に委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総合臨床研究センター</u>部長をもって充てる。</p> <p><u>附 則</u> この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(委員会事務局)</p> <p>第14条 本院<u>臨床試験管理センター</u>に委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>臨床試験管理センター</u>部長をもって充てる。</p> <p><u>(食品の臨床試験)</u></p> <p><u>第20条 食品の臨床試験の実施に関する審査については、第2条から第17条までの規定（第17条第1項各号、第2項及び第3項を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「治験」あるのは「食品臨床試験」と、「治験薬概要書」とあるのは、「試験食概要書」と、「次の各号いずれか遅い日まで」とあるのは「当該試験終了（中止・中断）報告書提出後3年間」と読み替えるものとする。</u></p>